法務省矯成第483号令和7年3月28日

改正 令和7年4月 1日法務省矯成第1375号 令和7年5月30日法務省矯成第1496号

矯正管区長 殿 刑事施設の長 殿 矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局長 小 山 定 明 (公印省略)

刑事施設の規律及び秩序の維持に関する訓令の運用について (依命 通達)

標記について、下記のとおり定め、刑事施設の規律及び秩序の維持に関する訓令(令和7年法務省矯成訓第480号大臣訓令)の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成19年5月30日付け法務省矯成第3337号当職依命通達 「刑務官の職務執行に関する訓令の運用について」及び同日付け法務省矯 成第3346号当職依命通達「受刑者の隔離に関する訓令の運用について」 は、廃止します。

記

- 1 刑事施設の規律及び秩序の維持の方法 (訓令第3条関係)
 - (1) 壁、錠、扉、警報システムその他の物的設備を用いる方法
 - ア 刑事施設の規律及び秩序の維持に関する訓令(令和7年法務省矯成訓第480号大臣訓令。以下「訓令」という。)第3条第2項第1号に掲げる方法を用いるに当たっては、物的設備について、定期又は臨時の点検を通じてその異状の有無を確認し、異状を認めたときは速やかに対処を行うこと等により、適正な状態を維持すること。
 - イ 刑事施設の居室の出入口に設置している錠を開閉する際に使用するかぎの管理については、平成18年5月23日付け法務省矯成第3265号当職通達「居室本錠鍵の管理について」に定めるとこ

ろによること。

- (2) 身体の検査等、制止等の措置、懲罰、所持品等の規制その他の措置を用いる方法
 - ア 訓令第3条第2項第2号に掲げる方法を用いるに当たっては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第73条第2項の規定に基づき、適正に実施すること。
 - イ 夜間就寝後における被収容者等の動静の巡回視察については、平成19年5月30日付け法務省矯成第3343号当職通達「就寝の時間帯における被収容者等の動静を把握するための巡回視察について」に定めるところによること。
- (3) 対話その他の被収容者等との人間関係を構築するための手法を用いる方法
 - ア 訓令第3条第2項第3号に掲げる方法を用いるに当たっては、被収容者に対し、冷静、沈着を旨とし、適切な言動を心掛け、毅然たる態度の中にも人間的な温かみをもって接するよう心掛けること。
 - イ 訓令第3条第2項第3号に掲げる方法を用いるに当たっては、被 収容者との対話が被収容者に矯正処遇等の意義及び将来の展望を 考えさせる方法でもあることに留意すること。
- 2 警備用具等の管理(訓令第6条関係)
 - (1) 催涙弾又は着色弾の発射機の管理

催涙弾又は着色弾の発射機の管理については、訓令第6条に規定するもののほか、平成18年5月23日付け法務省矯成第3262号当職依命通達「催涙弾・着色弾発射機の管理及び使用方法について」に定めるところによること。

(2) 催涙スプレーの管理

催涙スプレーの管理については、訓令第6条に規定するもののほか、令和6年2月5日付け法務省矯成第161号当職依命通達「催涙スプレーの管理及び使用について」に定めるところによること。

(3) 小型武器の管理

小型武器の管理については、訓令第6条に規定するもののほか、令和7年3月28日付け法務省矯成第490号当職依命通達「小型武器の管理及び使用方法について」に定めるところによること。

- 3 装備品の貸与等(訓令第8条関係)
 - (1) 貸与された装備品の収納又は着装方法

貸与された装備品の着装方法については、訓令第8条に規定するもののほか、昭和59年3月21日付け法務省矯保第545号当職通達

「通常点検の方法について」に定めるところによること。

(2) 刑務官手帳の制式

刑務官手帳の制式については、平成18年5月23日付け法務省矯成第3260号当職依命通達「刑務官手帳の制式等について」に定めるところによること。

- 4 所持品の検査(訓令第10条関係)
 - (1) 損壊を伴う検査の対象となる所持品

所持品の損壊を伴う検査(以下「解体検査」という。)によりその 所持品の機能を滅失させるおそれがある場合には、解体検査は行わな いこと。

(2) 損壊を伴う検査の要件

解体検査は、触手、金属探知器などの方法によっては十分な検査が行えず、かつ、被収容者等の動静、差入れの状況などから検査の必要性が高いと認められる場合に限ること。

- 5 受刑者の隔離(訓令第12条から第16条まで関係)
 - (1) 隔離の対象

隔離の対象となる被収容者が受刑者に限られるのは、受刑者以外の 被収容者については、そもそも他の被収容者との自由な接触を積極的 に保障されているものではないことによるものであることに留意す ること。

なお、法第76条は、労役場留置者について準用されること(法第288条第3項)。

- (2) 告知等
 - ア 訓令第13条の規定により告知を行う場合において、処遇上適当 と認めるときは、隔離する具体的な理由についても告知して差し支 えないこと。
 - イ 告知の日時及び告知者については、被収容者身分帳簿及び名籍事務関係帳簿様式(平成13年法務省矯保訓第651号大臣訓令)様式第4号による視察表(以下単に「視察表」という。)に記録すること。
- (3) 隔離の中止

訓令第16条第3項の規定により受刑者の隔離を中止した場合において、保護室への収容又は閉居罰の執行に引き続きその者を隔離する必要があるときは、改めて訓令第12条の規定による手続をすること。

(4) 記録

隔離の開始、隔離の期間の更新、隔離の中止及び医師の意見聴取に

ついては、視察表に記録すること。

なお、医師の意見聴取については、隔離の開始又は隔離の期間の更 新について記録した視察表に適宜記載して差し支えないこと。

- 6 制止等の措置の留意事項(訓令第17条関係)
 - (1) 比例原則

刑務官が刑事施設の規律及び秩序を維持するため実力行使を行う に当たっては、いわゆる比例原則に配慮することは当然であるが、訓 令第17条は、その旨を注意的に規定したものであること。

(2) 被収容者等に対する質問等

被収容者等に対する質問、注意、指導等は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な範囲内で当然認められるものであるが、その場で質問等を行うことが不適当と判断する場合には、調査室等に連行した上で、質問等を行うこと。

(3) 被収容者等以外の者に対する質問等

被収容者等以外の者に対する質問、注意、指導等は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な範囲で当然認められるものであるが、特に刑務官が外門を警備する場合においては、以下のとおり対応すること。

- ア 外門を通行しようとする者について、その人物、用件等を確認する必要があると認めるときは、その者に対し、必要な事項を質問し、 人物、用件等を疎明する書面の提示を求めるなどの対応をすること。
- イ 外門を通行しようとする者について、その携帯品を検査する必要 があると認めるときは、その者をその場に停止させ、又は適当な場 所への同行を求めた上で、携帯品の内容を質問し、又はその開示を 求めること。
- ウ 外門を通行しようとする車両について、その車両又は搭載物等を 検査する必要があると認めるときは、その車両を停止させた上で、 その車両の外形を検査し、又はその車両の内部若しくは搭載物等の 内容の開示を求めること。
- エ 外門を通行しようとする者又は車両が、上記アからウまでに定める措置に応じないときは、その通行を差し止めること。
- オ 上記工の場合のほか、次に掲げる者が外門を通行しようとすると きは、その通行を差し止めること。
 - (ア) 通行するための正当な理由がない者
 - (イ) 酒気を帯び、又は異様な服装をしている者
 - (ウ) 乱暴若しくは著しく粗野な言動又は不審な挙動をする者

- (エ) その他刑事施設の規律及び秩序を害する行為を行い、又は行お うとする者
- カ 外門において、威力を示して面会を強要し、集団で入門を要求するなど不穏な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、 直ちに外門を閉鎖し、その旨を上司に報告すること。
- 7 警備用具の携帯及び使用(訓令第18条関係)
 - (1) 催涙弾又は着色弾の発射機の使用方法

催涙弾又は着色弾の発射機の使用方法については、訓令第18条に 規定するもののほか、平成18年5月23日付け法務省矯成第326 2号当職依命通達「催涙弾・着色弾発射機の管理及び使用方法につい て」に定めるところによること。

(2) 催涙スプレーの使用方法

催涙スプレーの使用方法については、訓令第18条に規定するもののほか、令和6年2月5日付け法務省矯成第161号当職依命通達「催涙スプレーの管理及び使用について」に定めるところによること。

(3) 使用の予告

訓令第18条第3項の相手を傷つけ、又は苦痛を与えるおそれのない方法により使用するときとは、盾及びさすまたにより相手を制圧し、又は拘束することをいう。

- 8 捕縄及び手錠の使用上の留意事項(訓令第20条関係)
 - (1) 刑事法廷における捕縄及び手錠の使用

刑事法廷における捕縄及び手錠の使用については、訓令第20条から第22条まで、第24条及び第25条に規定するもののほか、平成5年7月19日付け法務省矯保第1704号当職通知「刑事法廷における戒具の使用について」に定めるところによること。

(2) 検察官調室における捕縄及び手錠の使用

検察官調室における捕縄及び手錠の使用については、訓令第20条から第22条まで、第24条及び第25条に規定するもののほか、昭和31年6月11日付け法務省刑事第13154号刑事局長事務代理、矯正局長通牒「検察官調室における手錠の使用について」に定めるところによること。

9 拳銃の操法(訓令第38条関係)

拳銃の操法については、令和7年3月28日付け法務省矯成第490 号当職依命通達「小型武器の管理及び使用方法について」に定めるとこ ろによること。

10 記録(訓令第42条関係)

(1) 警備用具の使用等の記録

訓令第42条第1項の規定により視察表又は報告書に記録する事項は、次のとおりとすること。

- ア 使用の日時
- イ 使用場所
- ウ 警備用具の種類及び使用方法
- エ 指揮者
- 才 実施者
- カ 使用要件に該当する事実
- キ 被使用者の動静
- ク被使用者の負傷の有無及び程度
- ケ 医師の診察の有無
- (2) 捕縄、手錠又は拘束衣の使用等の記録

訓令第42条第2項の規定により視察表に記録する事項は、次のとおりとすること。

- ア 使用開始、使用期間更新(拘束衣を使用した場合に限る。以下同 じ。)又は使用中止の日時
- イ 使用方法の変更の日時(使用方法を変更した場合に限る。拘束衣 を除く。)
- ウ 使用場所
- エ 捕縄、手錠又は拘束衣の種類及び捕縄又は手錠の使用方法
- 才 指揮者
- 力 実施者
- キ 使用若しくは使用期間更新の要件に該当する事実又は使用要件 が消滅した事実
- ク 被使用者の動静
- ケ 被使用者の負傷の有無及び程度
- コ 使用状況
- サ 医師の意見(拘束衣を使用し、又はその使用期間を更新した場合に限る。)
- (3) 保護室への収容等の記録

訓令第42条第3項の規定により視察表に記録する事項は、次のとおりとすること。

- ア 収容開始、収容期間の更新又は収容中止の日時
- イ 収容した保護室
- ウ 指揮者
- 工 実施者

- オ 収容若しくは収容期間更新の要件に該当する事実又は収容要件 が消滅した事実
- カ 収容された者の動静
- キ 収容された者の負傷の有無及び程度
- ク 捕縄、手錠又は拘束衣の使用の有無
- ケ 医師の意見(保護室に収容し、又はその収容期間を更新した場合 に限る。)
- (4) 小型武器の使用等の記録

訓令第42条第4項の規定により視察表又は報告書に記録する事項は、次のとおりとすること。

- ア 使用の日時
- イ 使用場所
- ウ 小型武器の種類及び使用方法
- 工 指揮者
- 才 実施者
- カ 使用要件に該当する事実
- キ 被使用者の動静
- ク 被使用者の負傷の有無及び程度
- ケ 医師の診察の有無
- (5) 記録及び録画

訓令第42条に規定する記録及び録画については、本通達の定めるところによるほか、平成16年3月31日付け法務省矯保第1199 号当職通達「被収容者の動静等の記録について」に定めるところによること。

- 11 勤務要領(訓令第48条関係)
 - (1) 監督当直勤務及び副監督当直勤務

監督当直勤務及び副監督当直勤務については、矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務に関する訓令(昭和61年法務省矯総訓第1841号大臣訓令)、昭和61年8月20日付け法務省人服第1944号大臣官房人事課長依命通達「矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務について」及び昭和61年10月15日付け法務省矯総第1842号当職依命通達「矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務について」の定めるところによること。

(2) 保安事務当直勤務

保安事務当直勤務については、昭和61年9月5日付け法務省人服第2006号大臣官房人事課長依命通達「矯正施設における保安事務当直勤務について」の定めるところによること。

(3) 構外作業勤務

構外作業勤務については、平成19年5月30日付け法務省矯成第3348号当職通達「刑事施設の外塀の外における作業の実施について」の定めるところによること。

(4) 不正物品の搬出入等の防止に関する勤務

不正物品の搬出入等の防止に関する勤務については、平成18年5月23日付け法務省矯成第3336号当職通達「刑事施設における不正物品の搬出入等の防止について」の定めるところによること。

(5) 護送勤務

護送勤務については、平成18年5月23日付け法務省矯成第32 70号当職通達「矯正施設の被収容者等の護送について」の定めると ころによること。

12 その他

(1) 署名又は指印

- ア 刑務官は、被収容者等と物品を授受し、被収容者等に書類を交付 し、又は被収容者等に告知をする場合その他の被収容者等から署名 又は指印を徴する必要がある場合には、当該被収容者等に対し、署 名をし、又は指印を押なつするよう求めること。この場合において、 被収容者等がその求めに応じないときは、複数の職員にその事実を 確認させ、その旨を記録すること。
- イ 指印は、左手人差し指を使用して押なつさせること。ただし、左 手人差し指の欠損その他の事由により押なつさせることができな いときは、他の指の指印を押なつさせて差し支えないこと。

(2) 法廷釈放者の同行

刑務官は、刑事訴訟法第345条の規定により勾留状が失効し、法 廷において釈放された者に対し、領置している金品の交付等のため必 要がある場合において、その者の同意が得られたときは、刑事施設ま で同行させること。この場合においては、他の被収容者等と接触させ ないように留意すること。